

2024

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

令和6年11月号



毎月15日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
地域若者サポートステーションのご紹介	2
中小企業労働相談所のご利用について	3
えひめ業務改善応援事業－応援金で中小企業の賃上げ後押し！－	4
令和7年度県立産業技術専門校入校生の募集について	6
人材不足の課題を女性の活躍で解決！	7
奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）助成対象者向けチラシ	9
デジタル人材育成に精通したアドバイザーが人材育成プラン策定をお手伝い	11
地域産業リスクリソグ実践支援事業費補助金の申請を受付中	12
IT人材獲得支援事業費補助金の申請を受付中	13
「あのこの愛媛」愛媛県公式求人・移住総合情報サイトのご紹介	14
ひめボス宣言事業所認証制度について	16
就活の前に知っておきたい：『ひめボス認証企業』って、なに？	20
労働委員会の窓（令和6年10月分）	22

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

NO ハラスメント 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！	24
11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です	25
しごとより、いのち 11月は「過労死等防止啓発月間」です	27
フリーランス新法（令和6年11月1日施行）パンフレット	29
12月5日に「就職氷河期世代支援講演会」が開催されます	31
ケアプラザ新居浜のご案内	32
労働保険の成立手続きを忘れていませんか	33

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、18歳以上65歳以下であること。

（離職者の方）

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

（休業者の方）

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金使途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
（別途、保証料がかかります。）
- 返済期間／5年以内
（6ヶ月以内の[元金返済据置可能](#)）
- 限度額／100万円（離職者一人につき）
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要です。
- 必要書類／住民票、市町村県民税（所得・課税）証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金使途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
（別途、保証料がかかります。）
- 返済期間／5年以内
（6ヶ月以内の[元金返済据置可能](#)）
- 限度額／100万円（休業者一人につき）
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税（所得・課税）証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

地域若者サポートステーションのご紹介

愛媛県では、ニートと呼ばれる若者及び就職氷河期世代の職業的自立を支援する窓口として、

○ えひめ若者サポートステーション（えひめサポステ）

○ 東予若者サポートステーション（東予サポステ）

を設置しています。まずは一步、お気軽にご相談ください。



【支援対象】

15歳～49歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない方及びその保護者等

【支援内容】

- 個別相談・グループカウンセリング（相談員、臨床心理士によるものなど）
- 職業ふれあい事業（職場見学、社会見学、ボランティア活動など）
- ジョブトレーニング（ジョブトレーナー付き添いによる職場体験など）
- ワークショップ、セミナー（パソコン個別指導、ボイストレーニングなど）
- 保護者セミナー（親子ふれあい心理講座、わかりやすい交流分析など）
- 職場体験・職場チャレンジ事業（短期(3日程度)の職場体験、1か月の職場訓練など）

【設置場所など】

えひめ若者サポートステーション

- 住 所：松山市湊町5丁目1番地1
いよてつ高島屋南館3階
- 利用時間：10時～18時（月～土曜日）
- 電 話：089-948-2832
- E-mail：sp-station@lagoon.ocn.ne.jp
- H P：http://www.i-esapo.jp/

※南予地域（宇和島市・八幡浜市・大洲市）では出張相談会を実施（10時～16時）

東予若者サポートステーション

- 住 所：新居浜市繁本町8-65
（新居浜市市民文化センター内）
- 利用時間：10時～18時（月～金曜日）
- 電 話：0897-32-2181
- E-mail：toyo-sp@mxl.netwave.or.jp
- H P：http://www.i-tsapo.jp/

※今治市・西条市・四国中央市では出張相談会を実施（13時～17時）

中小企業労働相談所のご利用について

労働問題でお悩みの方は、
中小企業労働相談所をご利用ください。



各中小企業労働相談所では、相談員が相談をお受けするほか、関係機関への紹介等も行っています。（労働者の方、使用者の方、どちらの相談にも応じます）

また、中予地方局に設置している松山中小企業労働相談所では、毎月2回（原則、第一・第三金曜日の10時から15時）労働問題の専門家である社会保険労務士による相談も実施しています。

いずれも相談料は**無料**で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

電話での相談もお受けしています。



【愛媛県中小企業労働相談所】

相談所	所在地	受付時間	電話番号
西条中小企業労働相談所 （東予地方局商工観光課内）	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0897-56-1300 （内線 465）
今治中小企業労働相談所 （東予地方局今治支局商工観光室内）	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0898-23-2500 （内線 318） 0898-22-8598 （直通）
松山中小企業労働相談所 （中予地方局商工観光課内）	〒790-8502 松山市北持田町 132	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	089-909-8760 （直通）
宇和島中小企業労働相談所 （南予地方局商工観光課内）	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0895-28-6146 （直通）
八幡浜中小企業労働相談所 （南予地方局八幡浜支局商工観光室内）	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0894-22-4111 （内線 234）

応援金で中小企業の

賃上げ後押し!

愛媛県では、物価・資源価格の高騰が続く中、生産性向上と賃上げに取り組む中小企業等を支援するため、国の業務改善助成金の上乗せ補助や同助成金の申請手続等に要した社会保険労務士等への報酬費用補助を実施します。



えひめ業務改善応援金の概要

① 国の業務改善助成金の上乗せ補助

国の業務改善助成金 (愛媛労働局)

賃上げ

〔事業場内最低賃金を
30円以上引上げ〕

+

生産性向上に
資する
設備投資等

設備投資等の費用の
一部を助成

業務改善応援金 (愛媛県)

国の助成額の
1/10を補助

※国の業務改善助成金の内容に変更が生じた場合、事業内容が変更となる場合があります。最新情報は県ホームページでご確認ください。

※国の業務改善助成金については、こちら(厚生労働省ホームページ)をご確認ください。



② 社会保険労務士等 への報酬費用補助

国の業務改善助成金の申請手続等のために社会保険労務士等に支払った

報酬費用の **1/2** を補助(上限額:5万円)

※②のみの申請はできません。

申請期限 令和7年3月7日(金) 必着

※交付決定額が予算額に達した場合、申請期限前に受付を終了することがあります。

申請
お問い合わせ先

愛媛県労政雇用課

TEL.089-912-2501 受付時間/8:30~17:15
(土日祝日は除く)

E-mail rouseikoyou@pref.ehime.lg.jp

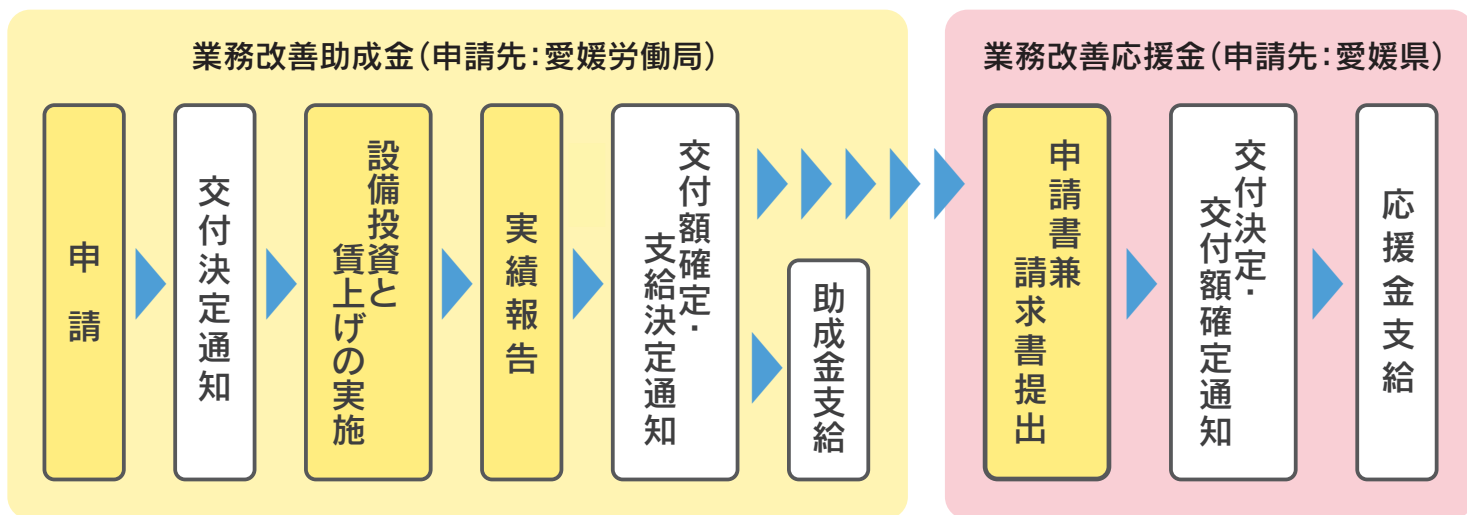
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

詳しくは、裏面
又は、愛媛県HPをチェック

えひめ 業務改善 応援金

検索

応援金支給までの流れ



対象者

令和6年7月10日以降に愛媛労働局に業務改善助成金の申請を行い、**令和7年3月7日まで**に交付額確定及び支給決定通知を受けている中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)。

補助率

国の業務改善助成金の
支給決定額の **1/10** (一律)

申請方法

① 紙申請(郵送又は持参)

えひめ業務改善応援金交付申請書兼請求書に必要な書類を添えて「愛媛県労政雇用課」まで郵送又は持参により提出してください。
(送料は申請者負担となります。)

【提出先】〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県労政雇用課 雇用対策グループ

② 電子申請(手のひら県庁)

えひめ電子申請システム(手のひら県庁)の入力フォームに必要事項を入力いただき、必要書類の電子ファイルを添付の上、申請してください。

手のひら県庁のトップページから
「えひめ業務改善応援事業」で検索
又は 右の二次元コードからアクセス



申請期限 令和7年3月7日(金) 必着

※交付決定額が予算額に達した場合、申請期限前に受付を終了することがあります。

申請に必要な書類

- ☐ 交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ☐ 愛媛労働局から交付された国の業務改善助成金の交付決定通知書の写し
- ☐ 愛媛労働局に提出した国の業務改善助成金の事業実績報告書(「国庫補助金精算書」「事業実施結果報告」を含む)の写し
- ☐ 愛媛労働局から交付された国の業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知書の写し
- ☐ 応援金の振込口座の預金通帳の写し(金融機関名、店番号、口座の種類、口座名義カナの記載されているページ)

社会保険労務士等への報酬費用補助も申請する場合は、以下の書類を併せて提出してください。

- ☐ 社会保険労務士等の報酬費用の領収書等の写し
- ※領収書等で報酬費用の内容が確認できない場合は、内容が確認できる書類を併せて添付してください。

※提出のあった書類で交付要件を満たしていることが確認できない場合など、追加書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

令和7年度 県立産業技術専門校入校生の募集について (普通課程：中期試験、短期課程：前期試験)

概要

県立産業技術専門校では、就職のために必要となる専門的な知識や技能を習得する職業訓練を行っています。進路、就職にお悩みの方に、ぜひ御応募いただきますよう御案内をお願いします。

科目一覧

【普通課程】

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
新居浜産業技術専門校 〒792-0060 新居浜市大生院1233-2 Tel (0897) 43-4123	メカトロニクス科	10	2年
	自動車整備科	15	2年
	メタル技術科	15	2年
愛媛中央産業技術専門校 〒799-1534 今治市桜井団地4-1-1 Tel (0898) 48-0525	今治タオルものづくり科	10	2年
	服飾モード科	10	2年
	ビジネスデザイン科	15	1年
	設備エンジニア科	10	2年



【短期課程】

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
宇和島産業技術専門校 〒798-0027 宇和島市柿原甲1712 Tel (0895) 22-3410	住まいづくり木工科	15	10か月
	アパレルビジネス科	10	10か月



応募手続

以下の応募書類に必要事項を記入して、新卒者の方は産業技術専門校、離職者の方はハローワークに提出してください。

- 1) 入校願書（入校選考料2,200円を愛媛県収入証紙により納付してください。）
- 2) 写真（6か月以内に撮影、脱帽、正面、上半身像で縦4cm×横3cm）
- 3) 出身高等学校発行の進学用調査書（各訓練科によって異なります。）

選考方法と日程

筆記試験、適性検査、面接試験により選考します。

願書提出期間	入校選考日	合格発表日	開講日
11月11日(月)～12月6日(金) 必着	12月13日(金)	12月20日(金)	普通課程：令和7年4月10日(木) 短期課程：令和7年5月14日(水)

※ 普通課程のうち、前期試験の募集（10月25日(金)入校選考）で定員を満たした訓練科については、中期試験以降の選考試験を実施しないため、募集科目や応募手続など詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問合せください。また、入校ガイド・入校願書の様式を県ホームページに掲載しているほか、産業技術専門校又はハローワークで配布しています。

訓練を受講するに当たって必要となる経費

入校選考料：2,200円
入校料：5,650円
授業料：月額 9,900円

※金額は改定になる場合があります。
(作業着・教科書・工具等については、自己負担が必要です。)

寄宿舍料：光熱水費の実費相当額（新居浜産業技術専門校のみ寄宿舍利用可）

※ 詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問合せください。



／ えひめの女性おしごと応援プロジェクト ／

人材不足の課題を

女性の活躍で 解決！



意欲ある女性がその能力を発揮して県内で正社員として活躍できるよう、研修・カウンセリング及び紹介予定派遣制度を活用したマッチング支援を行うことにより、良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保を応援します。



企業・事業者向け支援

企業・事業者

参加

- ・ダイバーシティセミナー
- ・専門家派遣による受入環境整備支援

女性求職者向け支援

女性求職者

参加

- ・県内企業の魅力発見セミナー
- ・キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー
- ・職場見学・マッチング交流会

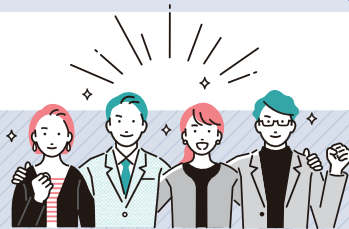
派遣登録

紹介予定派遣制度を活用した支援

人材育成プログラムの提案

キャリアコンサルティング

人材マッチング支援



人材確保・良質な雇用環境

詳細は裏面をご覧ください ➡

● 支援一覧

企業・事業者向け支援

ダイバーシティセミナー

女性活躍等に取り組む企業に所属の方を講師に迎え、女性活躍の必要性やメリット、ノウハウ等を学ぶセミナーを開催。

専門家に派遣による受入環境整備支援

中小企業診断士等の専門家を派遣し、求職者のニーズにあった求人要件の設定や就労環境整備の実現に向けたアドバイスをおこなうなど、女性が活躍できる受け入れ環境を整備するための伴走支援を実施。



女性求職者向け支援

県内企業の魅力発見セミナー

就職・転職を希望している女性求職者を対象に、県内企業の魅力をPRするセミナーを開催。

キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー

子育てや介護等により、キャリアにブランクが生じている女性求職者を対象に、円滑な職場復帰を支援するためのセミナーを開催。

職場見学・マッチング交流会

就労先で働くイメージを醸成し、職場の雰囲気を感じられる職場見学や、企業のご担当者様と求職者の交流会を実施。



紹介予定派遣制度を活用した支援

人材育成プログラムの提案

研修プログラム等を活用し、就職に必要なビジネススキル習得の支援を行います。

人材マッチング支援

求人企業の人材ニーズをヒアリングし、事業に参加する女性求職者との適切なマッチングを実施致します。

キャリアコンサルティング

専任のキャリアコンサルタントが求職者の方の適性や希望に合った就労へと繋げるため、きめ細やかな職業相談を行います。



本事業の紹介予定派遣のメリットについて

紹介予定派遣とは？

紹介予定派遣とは、派遣期間終了後に本人と派遣先企業双方の合意のもと、直接雇用を結ぶことを前提とした働き方です。

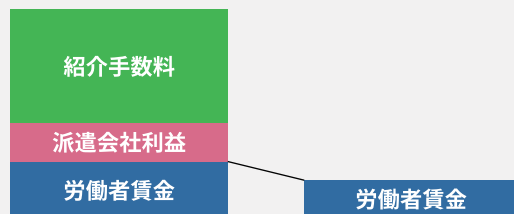
本事業の紹介予定派遣のポイント

有料職業紹介とは異なり、約2か月の派遣期間を通して求職者の適正を判断することができるため、直接雇用後のミスマッチを軽減することができます。また、本事業を活用することで、通常の紹介予定派遣と比べて負担費用が少なくなります。

本事業における紹介予定派遣の比較

通常の紹介予定派遣の場合

本事業をご利用した場合



ご紹介例

労働者賃金：1,100円・派遣会社利益：600円（ご請求単価：1,700円）
月間労働時間 160 時間かつ正社員後の仮定年収：250 万円の場合

採用費用	派遣料金	紹介手数料	計
採用方法			
本事業における紹介予定派遣	176,000 円 ※1	手数料なし ※2	176,000 円
通常の紹介予定派遣	544,000 円	750,000 円	1,294,000 円
有料職業紹介		750,000 円	750,000 円

※1：派遣料金は、労働者賃金の 1/2 の金額負担のみとなります。

賃金 1,100 円 × 派遣期間 2 か月（320 時間）× 1/2 = 負担賃金 176,000 円

※2：紹介手数料が不要となります。（紹介手数料は仮定年収の 30% で試算）

ご請求単価は職種・職務内容によって変わります。詳しくはお問い合わせください。

本事業の紹介予定派遣サービス お申込みの流れ

- STEP1** 求人ヒアリング
求人サイトへ掲載
- STEP2** 求職者の人選
- STEP3** 求職者のご提案
選考開始（書類選考・面接・適性検査）
- STEP4** 内定承諾後、契約手続き
入社
- STEP5** 約 2 ヶ月の試用期間後（派遣契約）
両者同意の上、正社員切り替え

※派遣期間 2 ヶ月は目安です。期間は相談に応じます。

参加申し込み・お問い合わせ

下記「電話」「メール」「WEB」にてお気軽にご連絡ください。

電話

089-947-0038

平日（月曜～金曜）9 時 00 分～17 時 30 分

E-mail

ehime-seikikoyou@crie.co.jp

WEB

<https://ehime-joseikoyoushien.jp/>



主催：



運営事業者

事務局 | 受託会社：株式会社クリエアナブキ

〒790-0003 松山市三番町 4-9-6 NBF 松山日銀前ビル 8 階（株式会社クリエアナブキ内） | URL: <https://www.crie.co.jp/>

※本事業は、厚生労働省の地域活性化雇用創造プロジェクトの一環で愛媛県が実施する「令和 6 年度女性人材正規雇用マッチング支援事業」を、株式会社クリエアナブキが委託を受けて運営しております。

IT系の就職を目指している学生・求職者のみなさん



奨学金の返還を 支援します！

愛媛県と
県内企業が

IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、
あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。

最大 **141.1** 万円
最長 **7** 年間助成



詳細はこちら



愛媛 IT奨学金



対象者

以下の3つすべてに該当する方

- 日本学生支援機構の **第一種・第二種奨学金の貸与を受けている方**
- 情報処理推進機構が定める **ITスキル標準レベル2以上** の情報処理技術者試験に合格している方
- 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する、卒業前年もしくは卒業年次の方
又は既卒者で **登録企業への就職を希望する方**（応募時点で登録企業に雇用されている方を除く）

3つすべてに該当したらまずは申請しよう！！

お問
合せ

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課

〒790-8507 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2



089-912-2506



sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp



<https://www.pref.ehime.jp/page/5701.html>

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）

制度の概要

- IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。
- 助成金額は、1年間（10月分～翌9月分）の奨学金返還額の4/5又は20.16万円のいずれか低い額とし、最長7年間助成します。（最大141.1万円）
- 助成額は、原則として日本学生機構に支払います。（返還期間が短くなります）。

助成までの流れ



※就職活動後（内定取得後）に資格試験に合格した場合で、内定先企業（登録企業）の了承を得られた場合は、就職活動後に申請を行っても差し支えありません。（ただし、就職前（入社前）に申請を行う必要があります）

登録企業

登録企業は随時追加されますので、最新の状況は県のホームページにてご確認ください。



応募待ってるよ！



愛媛 IT奨学金



お問
合せ

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課

〒790-8507 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2



089-912-2506



sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp



<https://www.pref.ehime.jp/page/5701.html>

人材のリスキリングに
お悩みの企業様へチャンス到来！

デジタル人材育成に 精通したアドバイザーが 人材育成プラン策定を お手伝い！

参加
無料

お申込みはこちらから▶



こんなお悩みを抱えてはいませんか？



DXを推進するためにも社内人材をリスキリングして
ITスキルを向上させたい



どの社員にどのような研修を提供すればいいかわからない

企業様の状況にぴったりの**研修プログラム**を作成します！

01



ヒアリング

アドバイザーによるヒアリングや診断テスト等を実施し、企業様のDX推進の現状を把握します。

02



分析

ヒアリングとアンケートや診断テストをもとに、企業様が今後どのような人材の育成やリスキリングが必要になるか、アドバイザーが分析します。

03



プランニング

分析した結果をもとに、デジタル人材育成プランやリスキリング方針、またデジタル人材を育成するための研修を、アドバイザーが提案します。

さらに...

プランに基づき研修を受講する場合、補助金を活用できます！

(令和6年度愛媛県地域産業リスキリング実践支援事業費補助金)
※限度額や補助対象経費等の詳細は、交付要綱等をご確認ください。

補助金の詳細はこちらから▶



お問合せは
こちらから

社内人材リスキリング実践
プログラム構築支援業務 事務局
(株式会社クリエアナプキ 松山支店)

TEL:089-947-0005

本事業は「令和6年度愛媛県社内人材リスキリング実践プログラム構築支援業務」として(株)クリエアナプキが愛媛県より受託して実施しています。



DXを進めるため、
社員への研修を
検討している企業様へ!

／令和6年度／ 地域産業リスキリング実践 支援事業費補助金

目的 県内企業がDXの取組みを実践できる社内人材を育成するため、
リスキリングを実践していく企業を支援し、県内産業DXの更なる促進を図ります。

対象事業者 愛媛県内に本社、支社、支店、事業所等を有する事業者

対象経費 ●DX推進を目的とした研修受講料、教材費 ●ITパスポート試験の受験手数料、対策講座受講料

**補助率及び
補助限度額** ●補助率:補助対象経費の1/2
●補助限度額:1社当たり45万円(1人当たり15万円を限度)

募集期間延長しました!

募集期間 ●令和6年4月1日(月)から令和6年10月31日(木)まで令和7年1月31日(金)まで
※申請募集期間中であっても、申請額の合計が予算額に達した場合は、その時点で募集を終了する場合があります。

交付申請の方法 必要書類を愛媛県産業人材課に提出(持参、郵送、メール)
※その他詳細は、県HP掲載の交付要綱等をご参照ください。

本事業に
ついての
連絡先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

TEL:089-912-2506(直通) E-Mail:sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

HP:https://www.pref.ehime.jp/page/69869.html



県外及び海外からのIT人材獲得を支援！

人材紹介事業者等に支払う手数料・
人材受入れにかかる経費を

最大 **100** 万円
補助します！

補助率
1/2

令和6年度

愛媛県IT人材獲得支援事業費補助金

● 目的

県内企業が即戦力となる優秀なIT人材を国内及び海外から獲得できるよう支援することで、県内IT企業の振興ひいては産業DXの推進を図ることを目的としています。

【補助対象経費】

県外及び海外のIT人材（※1）獲得にかかる経費。

- ・人材紹介手数料（※2）
- ・人材受入れにかかる経費
（企業が負担する、来県旅費等）

【対象企業】

県内に本社、支社、支店、事業所等を有する企業等
（ただし、以下の場合に限りです。）

- ①県内に本社を有する企業については、県外及び海外のIT人材を正社員として雇用する場合
- ②県外に本社があり、県内に支店、支社、事業所等を有する企業については、県外及び海外のIT人材を県内の事業所に原則3年以上所属する正社員として雇用する場合

※ 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除きます。詳細はプロ人材HP掲載の交付規定を御参照ください。

※1 IT人材 ▶ 県外在住で、IT企業や会社の情報システム部門においてIT業務に1年以上携わった経験・実績のあるエンジニアをいう。外国人材においては、出入国管理及び難民認定法の技術・人文知識・国際業務の在留資格をもって在留するエンジニアをいう。

※2 人材紹介手数料 ▶ 雇用契約の締結後、人材紹介事業者を支払う成功報酬型の手数料

● 募集期間

令和6年4月1日～令和7年1月17日（金） ※予算の上限に達した場合は募集を終了します

● 補助事業の流れ

人材紹介事業者等
との契約

IT人材との
雇用契約
締結

補助金
交付申請
(雇用契約15日以内)

人材紹介事業者へ
の紹介手数料
支払い

実績報告書
提出

補助金
交付

事業内容の詳細やお問い合わせ先

公益財団法人えひめ産業振興財団 愛媛県プロフェッショナル人材戦略拠点

TEL : 089-960-1112 E-mail : projinzai@ehime-iinet.or.jp

H P : <https://www.ehime-iinet.or.jp/> <http://ehime-projinzai.jp/>



財団HP



プロ人材HP

事業者の方
必見情報！

愛媛県からのお知らせ

求人のお困りごとはこれで解決！



愛媛県 **公式** 求人・移住総合情報サイト

あのこの **愛媛** 〰〰

あの街、この町で、はたらこう

年間アクセス
20万件以上!!

求人のこんなことにお困りではないですか？

- ☒ 応募がない...
- ☒ 掲載にお金をかけたくない...
- ☒ 応募者管理が大変...



3つの **メリット**

メリット1 登録→採用まで費用は **無料**

メリット2 県公式サイトで **安心**

メリット3 登録から求人掲載まで **簡単**

登録はコチラから

あのこの愛媛



<https://ano-kono.ehime.jp/>



「あのこの愛媛」は県内の求人情報を**全国**に届けます！

Point💡

県外からのアクセス数は約**7**割！

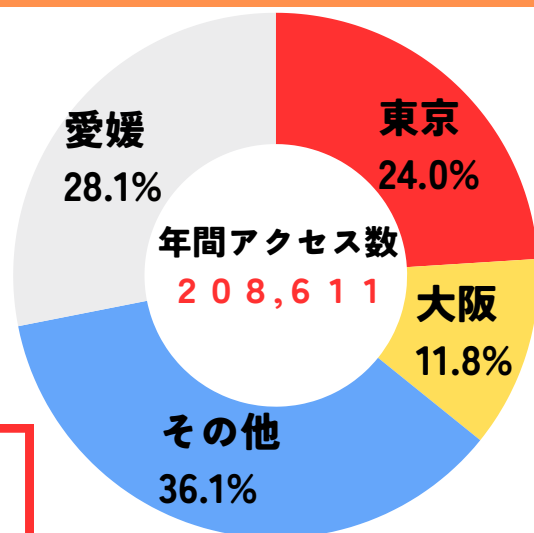
Point💡

令和5年度 約**7200**人



が愛媛県に移住しています

県外からの人材を獲得する機会が
あのこの愛媛にはあります！



令和5年度あのこの愛媛
地域別アクセス数

求人掲載まではたったの**3ステップ**



Step1

あのこの愛媛から利用申請

URLまたは二次元コードからアクセス！

<https://ano-kono.ehime.jp/st/register>

もしくは **あのこの愛媛** 🔍 で検索

事務局で事業者登録後、アカウントを発行します。



Step2

管理画面にログイン

初回ログインに関するメールが届きますので

案内に従ってログインしてください。



Step3

求人情報を作成し、情報を公開

求人情報の編集や公開/非公開の切替えは、

管理画面からいつでも変更可能です。

そして

求人に応募があったら

ご登録のメールアドレスにお知らせメールが届きます。

管理画面で応募者情報を確認し、応募者へご連絡ください。

選考後の採否結果の登録をお願いします。

操作にお困りのときは、サービスカウンターにご連絡ください！



anokono@hr-s.co.jp



<https://ano-kono.ehime.jp/st/faq/>

問い合わせ
フォーム



令和5年度よりスタートした “ひめボス宣言事業所” 認証制度

若年層の転出超過の解消に向け、
愛媛県が女性活躍や仕事と家庭の両立支援など
積極的に取り組む企業を認証し、
すべての人がいきいきと働ける環境づくりと
企業の成長をバックアップします。

認証事業所数

現在

203社

(※2024年3月6日時点)



HIMEBOSS

ひめボス

2024年度

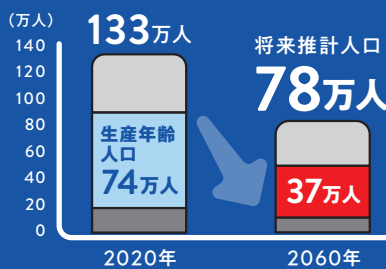
(令和6年度)

働く人に笑顔も。
企業に成長も。

このままだと...

愛媛県の総人口は
2060年に

4割減少



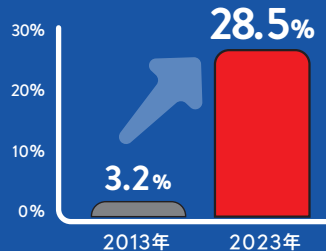
■ 0~14歳 ■ 15~64歳 ■ 65歳以上

※2020年「国勢調査」に基づき愛媛県が算出

ひめボス促進の効果もあり

県内企業の
男性の育児休業
取得率は

28.5%にUP!



出典：R5愛媛県「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」

ひめボス宣言事業所認証制度の目的

人口減少は、企業経営や事業継続に
大きな影響を及ぼします。

愛媛県の人口減少は、このまま何も対策を行わなければ、
2020年からの40年間で4割減となり、約78万人にまで減少
すると見込まれています。※ 地域が持続的に成長していくた
めには、雇用の場を提供する県内企業・事業所が、すべての
労働者にとって魅力的であるとともに、個人のライフステージ
の希望を叶えることが重要であると考えます。

みんなが活躍できる職場へ、 みんなに選ばれる企業へ。

愛媛県内企業が性別を問わず「選ばれる企業」として魅力的な職場へ変革・成長できるよう、女性活躍推進や仕事と家庭の両立支援等に取り組んでいる企業等を認証する制度です。



スーパー プレミアム認証 (上位認証)

認証に対する 奨励金
※2
100万円

常時雇用する労働者数
20人以上300人以下の
企業が奨励金支給対象

スーパープレミアム認証に必要な要件

1～4の要件を2つ以上(301人以上の企業は3つ以上)/5及び6の要件は必須

1	直近の事業年度 女性正社員の割合	国の平均値以上 または 4割以上 ※1
2 いずれか	直近の事業年度 女性正社員の平均継続勤続年数	国の平均値以上 ※1
	直近の事業年度 女性の平均継続勤続年数 (雇用管理区分ごと)	男性の 7割以上
3	直近の事業年度 女性管理職の割合	国の平均値以上 ※1
4 いずれか	直近の三事業年度 非正規女性の正社員転換	転換後 6箇月以上
	直近の三事業年度 離職した女性の正社員再雇用	再雇用後 6箇月以上
5	直近の事業年度 出産した女性の就業継続率	80%以上
6	直近の事業年度 男性の育児休業取得率	100%

※1 国の平均値/女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値 ※2 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。なお、奨励金は過年度に交付した回数を含め、1回限りの支給。2023年3月末までに旧制度のひめボス宣言事業所の登録、またはえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合には、20人未満の事業所であっても支給対象。



基本認証

1～4の要件を
すべて満たすこと

基本認証に必要な要件

1	ひめボス事業所宣言書の提出
2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
4	育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント禁止規定の整備



実績に対する奨励金

※3

最大 **20万円**

常時雇用する労働者数

20人以上300人以下の企業が
奨励金支給対象

※3 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。奨励金の交付限度額は過年度に交付した額を含め最大20万円とする。2023年3月末までに旧制度のひめガス宣言事業所の登録、またはえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合は、20人未満の事業所であっても支給対象。

2024年度(令和6年度)奨励金メニュー

※3

パターン1

女性活躍推進メニュー

A~E のいずれか1つ

10万円

仕事と家庭の両立
支援メニュー

F~J のいずれか1つ

10万円

パターン2

女性活躍
推進メニュー

A~E

A~J の
いずれか1つ

仕事と家庭の
両立支援メニュー

F~J

10万円

働き方改革
メニュー

K・L

K・L の
いずれか1つ

10万円



※4

※4 働き方改革メニューは単独での奨励金支給不可。A~Jのいずれか1つとセットで達成することが条件。

女性活躍推進メニュー

A



出産・育児・
介護で離職した
女性の
再雇用

RENEWAL

B



更衣室等
女性専用の
施設整備及び
女性採用増加

C



女性採用
説明会の開催
及び
女性採用増加

D



リカレント
教育制度の
創設及び
取得実績

E



女性管理職
(係長相当職以上)の
割合が
20%以上

NEW!

A~E のいずれか1つ

奨励金 **10万円**

仕事と家庭の両立支援メニュー

F



男性の
育児休業等の
通算28日以上

G



男性の
育児休業
取得率100%
(取得者2人以上)

H



法定を上回る
両立支援の勤務・
休暇制度整備
及び取得実績

I



保育環境の
整備

NEW!

J



育児休業中の
応援手当または
代替人員の
確保

NEW!

F~J のいずれか1つ

奨励金 **10万円**

働き方改革メニュー ※働き方改革メニューは、単独での申請不可

K



所定外労働の
削減

NEW!

L



柔軟な
働き方の実現
(フレックスタイム、
テレワーク、副業、
兼業など)

NEW!

K・L のいずれか1つ

+ A~J のいずれか1つとセット

奨励金 **20万円**



えひめひめボス ポータルサイト



公式サイトは
こちら

申請はこちら

ひめボスポータルサイトより
申請を受け付けています
(メールや書面での申請も可)

認証奨励金種類	2024年度締切
奨励金スーパープレミアム認証	2025年1月31日
基本認証	2025年3月14日

※申請締め切りは予告なく変更になる場合がございます。最新情報は、ひめボスポータルサイトをご確認ください。

認証フロー



認証の支援

コンサルタント(社会保険労務士)によるサポートを、
無料で受けることができます

基本認証 取得支援 (一般事業主行動計画策定)	4 支援回数 回まで	2 訪問支援 回まで (オンライン可)	2 電話支援 回まで (メール含む)
スーパー プレミアム 認証取得支援	5 支援回数 回まで	2 訪問支援 回まで (オンライン可)	3 電話支援 回まで (メール含む)



お問い合わせ先

平日9:00~17:00
(年末年始12/29~1/3休業)

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7-7-1(セキ株式会社内)
メール:support@himeboss.jp

089-903-8822

訪問による説明・認証支援について

ひめボス推進アドバイザー

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2-5-7 別館1F
(一般社団法人愛媛県法人会連合会内)
メール:himenowa02@csc-ehime.jp

089-933-2660

愛媛県 子育て支援課 少子化対策・男女参画室

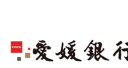
一人ひとりの働き方を考える企業、続々。

愛媛県の「ひめボス」事業では、働きやすさを推進する企業を認定しています。
中でも、特に優れた取り組みを行う企業には「スーパープレミアム認証」、
基準を満たした企業には「基本認証」が授与されます。

ひめボス認証企業数

現在 **480** 社

2024.10.22時点

 スーパープレミアム認証企業数8社(認証取得順)	QRコードを掲載している企業は、「ひめボスポータルサイト」で取り組み内容を詳しくご覧になれます。
 みんなが主役 「変えたい想い」を共感する ジャスティン 株式会社 (四国中央市川之江町／製造業)	 互いに支え合う精神の上に 成り立った“働きやすさ”のある職場 株式会社 マルカワ (四国中央市川之江町／製造業)
 ルールを変える きちんと使える土壌をつくる 愛媛県国民健康保険団体連合会 (松山市高岡町／サービス業(他に分類されないもの))	 女性が自らの力を 輝かせることのできる風土がある 佐川印刷 株式会社 (松山市間屋町／情報通信業)
 全ての社員が能力を発揮できるように 職場環境を目指す 株式会社 伊予鉄高島屋 (松山市湊町／卸売業・小売業)	 人を繋ぐ。企業に寄り添う。 地域と共に歩む。 株式会社 愛媛銀行 (松山市勝山町／金融業・保険業)
 多様性を力に 共に成長する未来へ 株式会社 伊予銀行 (松山市南堀端町／金融業・保険業)	 すべての従業員が 働きやすい環境を目指します 株式会社 アイクコーポレーション (松山市来住町／情報通信業)

基本認証企業数472社(五十音順)

農業・林業・漁業	うま農業協同組合 愛媛県漁業協同組合 愛媛県森林組合連合会 愛媛たいき農業協同組合 えひめ中央農業協同組合 えひめ南農業協同組合 えひめ未来農業協同組合 越智今治農業協同組合 久万広域森林組合 大祐漁業(株) 東宇和農業協同組合 ベルグアース(株) 松山市農業協同組合
建設業	(株)愛亀 (株)相中組 (株)青井建設 (株)浅田組 朝日建設(株) (株)有光組 安藤工業(株) 伊方サービス(株) 石岡建設(株) 泉建設(株) 泉建設工業(株) (株)一宮工務店 一若建設(株) いづも(株) 稲見電気(株) 井原工業(株) (株)伊予建設 (株)伊予ブルドーザー建設 (株)入江組 宇和土建(株) 愛媛建設(株)

建設業	(株)神野工務店 神野電気(株) (有)真和建設工業 末広工業(株) (株)杉野工務店 住共エンジニアリング(株) 西南建設(株) (株)ダイキアキシス (有)大寿建設 大伸建設(有) 大進建設(株) (有)大成工業 大和コンストラクション(株) 大和リース(株) 高橋建設工業(株) 谷本建設工業(株) (株)田野電設 中央建設(株) (株)DAD (株)藤堂組 富永建設(株) (株)長浜機設 南予建工(有) パナソニックホームズ(株) (株)濱崎組 尾藤建設(株) (株)びるり (株)広瀬建設 (株)風土 藤岡建設(株) (株)藤田組 (株)二神組 堀田建設(株) (有)松本組 マルマストリグ(株) (株)宮崎組 (株)森本
------------	---

建設業	(株)矢野正建設工業 (株)山全 (有)ヤマナカ 山本建設(株) (株)山本工務店 (株)游亀 (株)よしだ 米谷建設(株) (株)四電工 (株)渡辺建設 (有)渡部興産 ワタナベ塗装(有)
製造業	愛建電工(株) 愛和印刷(株) 菱機工(株) 浅川造船(株) 朝日共販(株) (株)アテックス (株)あわしま堂 井間農機(株) (株)一六 イトマン(株) イワキテック(株) ウダカエンジニアリング(株) (株)えひめ飲料 愛媛製紙(株) エリエールプロダクト(株) (株)エルモア(株) (株)大石工作所 (株)オカベ カクケイ(株) 技研工機(株) 協和紙工(株) (株)栗之浦ドック (株)コスにじゅういち コンテックス(株)

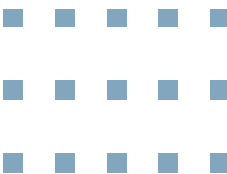
製造業	三栄紙業(株) (株)サンフーズ サンヨー食品(株) JAえひめアイパックス(株) JAえひめフレッシュアーズ(株) (株)四国シキシマパン 四国乳業(株) 四国溶材(株) シブヤ精機(株) 寿東産業(株) (株)新来島どっく シンワ(株) 住友重機械プロセス機器(株) 西南開発(株) セキ(株) (株)セラテック CELCO JAPAN(株) 仙味エキス(株) 大王製紙(株) ダイオーエコワーク(株) ダイオーエンジニアリング(株) (株)大昌鉄工所 田中技研(株) (株)中温 (株)長曽鉄工所 ツウテック(株) ツバメ工業(株) 帝人興産(株) 東芝ライテック(株) (株)トーヨ 西染工業(株) ニッシン・グルメビーフ(株) 萩尾機械工業(株) 萩尾高圧容器(株) (株)ハタダ 八水蒲鉾(株) 服部製紙(株)
運輸業・郵便業	伊予鉄タクシー(株) 伊予鉄道(株) 伊予鉄バス(株) 宇和島自動車(株) 大西物流(株) 川之江港湾運送(株) 桑原運輸(株) 四国西濃運輸(株) 四国名鉄運輸(株) 四国旅客鉄道(株) (株)瀬戸内しまなみリーディング 大王海運(株) 大王海運物流(株) ダイオーロジスティクス(株) 日本興運(株) ベガサス運輸(株) 美須賀海運(株) (株)森美興産
卸売業・小売業	アカマツ(株) (株)アスティス 石崎商事(株) イオスイ(株) 伊予鉄商事(株) 愛媛飼料産業(株) 愛媛大学生活協同組合 愛媛トヨタ自動車(株) 愛媛トヨペット(株) 愛媛南部ヤクルト販売(株) (株)愛媛プレスウイン (株)オズメッセ

卸売業・小売業	カミ商事(株) 亀岡ガス販売(株) (株)亀岡商店 (株)キクノ (株)ゴークラ サトー産業(株) 四国ガス燃料(株) 四国建販(株) 四国スバル(株) 生活協同組合コープえひめ (株)セブンスター (株)そごうマート 大黒工業(株) 大豊産業(株) (株)大屋 太陽石油販売(株) (株)高橋栄商店 高松石油(株) (株)田坂若水 (株)つるや トヨタL&F西四国(株) (株)NAKAGAMI (株)南予ビージョイ (株)日東物産 ネットヨク愛媛(株) (株)フジ (株)フジ・アグリフーズ (株)松宮 (株)松山生協 (株)モバイルコム ユニ・チャーム(株) (株)ヨンキョウ (株)よんやく (株)レディ薬局
金融業・保険業	アフラック生命保険(株) 宇和島信用金庫 愛媛県信用農業協同組合連合会 愛媛県信用保証協会 愛媛信用金庫 第一生命保険(株) 東予信用金庫 三井住友海上エイジェンシー・サービス(株) (株)ゆうちょ銀行
不動産業・物品賃貸業	(株)伊予鉄グループ 大屋不動産(株) (株)日本エイジェント
専門・技術・学術研究・サービス業	(株)小笠原工務所 社会保険労務士法人 岡部経営労務管理事務所 (株)西条環境分析センター 四国建設コンサルタント(株) (有)清水式賃金研究所 住重アテックス(株) 高田勝人税理士事務所 (株)ミズキコンサルタント ANAクラウンプラザホテル松山(松山総合開発(株)) エリエールフーズ(株) (株)かどや (株)グラン・ジュテ (株)古湧園 (株)ホテル椿館 (有)大和屋本店旅館
宿泊業・飲食サービス業	石田クリーニング(株) エリエールライフ(株) (株)エリエールリゾーツゴルフクラブ (有)奥島観光 南国産業(株) (一社)新居浜カントリー倶楽部 (株)フジ・トラベル・サービス (株)ベルモニー (株)レスバスコーポレーション 国立大学法人愛媛大学 (学)聖カタリナ学園 (学)新田学園 (学)松山学園 (学)松山東雲学園

教育・学習支援業	(学)松山聖陵学園 (学)松山大学 やまもと学習サポート教室
医療・福祉	(医)愛寿会 (福)愛美会 (株)アクティブモア (株)アクト企画 (株)アルティザン (福)伊方社会福祉協会 (医)生きる会 瀬戸内海病院 (福)和泉蓮華会 (福)今治市社会福祉協議会 (福)今治福祉施設協会 (福)宇和島市社会福祉協議会 (福)宇和島福祉協会 (株)エイジングウェル (福)愛媛県社会福祉事業団 (公財)愛媛県総合保健協会 (有)エンジェル・コール (福)大洲市社会福祉協議会 (医)かとう歯科医院 きくぞのケアパーク(株) (福)亀天会 (福)共生福祉会 (医)栗整形外科病院 (福)来島会 (株)ケアジャパン (医)弘仁会 (医)高仁会 (医)厚仁会 波方中央病院 (株)ココロココ (福)ことぶき会 (福)三恵会 (株)ジェイコム (医)慈強会 (福)四国中央市社会福祉協議会 (医)慈風会 白石病院 (医)社団更生会 (株)ジャックと豆の木園 (福)正和会 (医)恕風会 (株)シルバークケアサービス (有)トシンシア (医)仁清会 野本記念病院 (株)新風会 (医)仁勇会 (福)すいよう会 (福)聖風会 (福)聖マリア会 (福)西予総合福祉会 (医)清和会 (医)専心会 (福)泰斗福祉会 (有)ダイヤ住宅販売 (医)団伸会 奥島病院 (福)常美会 (医)天真会 (福)道真会 (福)新居浜市社会福祉協議会 (福)白寿会 (株)華桔梗 (福)はびねす福祉会 (株)響 (福)福角会 (福)ふたば会 (医)平成会 山内病院 (医)北辰会 (有)ほくと (医)北斗会 大洲中央病院 (医)補天会 光生病院 (福)松野町社会福祉協議会 (福)松山市社会福祉協議会 (医)松山ハートセンター (株)マミーズファミリー (福)御荘福祉施設協会 (医)ミネルフ会 渡辺病院

医療・福祉	(医)みのり会 (福)三善会 (医)門の内会 (福)八幡浜市社会福祉協議会 (医)佑心會 堀江病院 (福)悠々会 (有)ユニット・ワン (医)陽成会 広瀬病院 (株)よんでんライフケア (有)リハビリステーションみかん (福)わかば会 (福)和光会
サービス業(他に分類されないもの)	(株)アイ・エス・ディー アビリティセンター(株) アルティウスリンク(株) (株)イナミコーポレーション 伊予鉄総合企画(株) 宇和島商工会議所 (株)ANAエアサービス松山 愛媛県商工会連合会 (一社)愛媛県法人会連合会 (一社)えひめ若年人材育成推進機構 愛媛総合警備保障(株) (株)カスターリーションテレマーケティング (株)カナン・ジオリサーチ 共立自動車(株) (株)建設マネジメント四国 (株)西条産業情報支援センター (株)彩さ美 (株)ザ・ワークス 四国アイビ(株) 四国中央商工会議所 (株)第一開発 大王製紙保安検査システム(株) (株)長崎商事 南レク(株) 新居浜商工会議所 (株)西村商事 (株)富士通コミュニケーションサービス (株)松山ニューサービス (株)LOHAS (特非)ワークライフ・コロバ

地方公共団体等 ※東中南予順	(公財)えひめ女性財団 愛媛県 愛媛県教育委員会 愛媛県警察本部 今治市 新居浜市 西条市 四国中央市 上島町 松山市 伊予市 東温市 久万高原町 松前町 砥部町 宇和島市 八幡浜市 大洲市 西予市 内子町 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町
-----------------------	--



労働委員会の窓（令和6年10月分）

《会議関係》

- 10月11日 第1342回公益委員会議
「令和6年（不）第2号事件の審査経過について」など2件
- 10月25日 第1236回愛媛県労働委員会総会
「令和6年調整個別第5号サービス業紛争あっせん事件の終結について」
など7件

《集团的労使紛争関係》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
6年(不) 第1号	福祉業	R6.3.21	1,3	不利益取扱い是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示等	係属中
6年(不) 第2号	建設業	R6.6.13	2	団体交渉応諾	係属中

《個別的労使紛争関係》

○ あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申出者	あっせん 回数	終結状況
6年個別 第1号	医療業	退職金・解雇予告手 当・慰謝料等の支払い	R6.2.28 労働者	2回	解決
6年個別 第2号	医療業	精神的・経済的損失に 対する金銭的補償	R6.4.9 労働者	-	不開始
6年個別 第3号	宿泊業	断続的労働の許可が下 りていない期間の賃金 の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	不開始
6年個別 第4号	宿泊業	断続的労働の許可が下 りていない期間の賃金 の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	不開始
6年個別 第5号	サービス業	仕事を与えられなかっ た1か月間の給与補償	R6.7.5 労働者	1回	打切り

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
10月	32	51
累計（4月～）	174	262

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

メールアドレス roundou@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirou/>

あなたがつくる ハラスメントのない あかるい社会



ハラスメントのない職場づくりを進めましょう！

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がったり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施しています。

あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団



ポータルサイト「あかるい職場応援団」では、ハラスメントの基本情報から、動画で学ぶハラスメント、裁判例の紹介、企業の取組事例など、ハラスメント問題に対応するために知っておきたい情報が満載です。

また、サイト内の「動画で学ぶハラスメント」では、実際のハラスメントの現場を再現し、さまざまな場面のハラスメントの状況等を学ぶことができますので、社内のハラスメント防止研修等にもご活用ください。

NOハラスメント



職場におけるハラスメント対策については、
愛媛労働局 雇用環境・均等室へお問合せください。

電話 089 (935) 5222



そこのところ
よろしく
頼みますよ。

その無理な発注の
「しわ寄せ」で
取引先が途方に
暮れていませんか？

11月は「しわ寄せ」
防止キャンペーン月間です。

STOP!
しわ寄せ

仕様変更？
この納期じゃ、
無理よ。。。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

しわ寄せ防止
特設サイト



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



大企業等と下請等 中小事業者と共存共栄!

STOP!
お寄せ

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の「**働き方改革**」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
●過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
●納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。
特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。
(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からでもご利用いただけます。
お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」でもあります。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月2日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和6年11月2日(土) 9:00~17:00 ☎ 0120-794-713

※11月2日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談はっとライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

しごとにより、 いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、
人生を豊かにしてくれるもの。
働き過ぎで心や体の健康を損なうことは
絶対にあってはなりません。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。(2022/4/1現在)

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/
chihou/kaiketu/soudan.html](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html)



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

[https://www.mhlw.go.jp/content/
000177581.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf)



●ハラスメント悩み相談室

土曜・日曜の相談やメール・SNSでの
相談にも無料で応じています。

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に
関することについて無料で相談に応じています。

0120-565-455

月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月・火 17:00~22:00
土・日 10:00~16:00
(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などの
支援や、役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を
抱えていたら、相談してください。電話やSNS
の相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための
活動を行う

民間団体の 相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<http://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会

<http://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団
全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<http://karoshi.jp/>



参加 無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル
(月~金 9:00~17:30)

0570-080-082



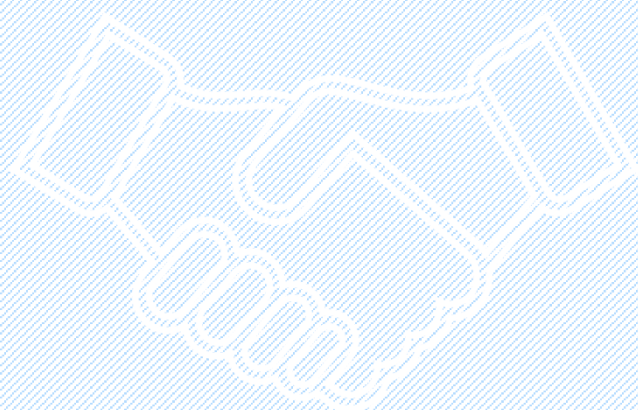
リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
(フリーランス・事業者間取引適正化等法)パンフレット

ここからはじめる
**フリーランス・事業者間
取引適正化等法**

令和6年11月1日施行



本法は、フリーランスと取引する 全ての事業者が守らなければならない法律です

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が社会に普及してきた一方で、フリーランスが取引先との関係で、報酬の不払やハラスメントなど様々な問題やトラブルを経験していることが明らかになっています。

個人であるフリーランスと、組織である発注事業者の間における交渉力などの格差、それに伴うフリーランスの取引上の弱い立場に着目し、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために制定されたのが、本法(フリーランス・事業者間取引適正化法等)です。

多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。

目次

1 本法の概要

3

2 法律上の定義

対象となる事業者

4

対象となる取引の内容

5

3 義務と禁止行為

取引の適正化

① 取引条件の明示義務（第3条）

6

② 期日における報酬支払義務（第4条）

10

③ 発注事業者の禁止行為（第5条）

14

就業環境の整備

④ 募集情報の的確表示義務（第12条）

18

⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（第13条）

20

⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）

22

⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務（第16条）

24

一定期間以上の業務委託のみにかかる義務と禁止行為

26

4 違反行為への対応

28

5 条文

29

6 問い合わせ先

34

内容の詳細については、以下のリンク先よりご確認ください。

【厚生労働省HP内】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001278830.pdf>

就職氷河期世代支援講演会

開催日

2024.12.5 木**参加無料****〈先着50名様〉**

時間

第1部 14:00～15:30/第2部 15:30～16:00(受付開始 13:30～)

対象

就職氷河期世代の方及びそのご家族・お知り合いの方



会場

松山市民会館 小ホール
(松山市堀之内)

第1部 / 14:00～15:30

ロバート 山本 博氏 講演会 「一歩踏み出す勇気」

「チャレンジするのが怖い」「いつも困難から逃げてしまう」「いざという時に弱さがでてしまう」そんなあと一歩、勇気がでない方々へ。芸人としてキングオブコント2011優勝、そしてボクサーとして36歳でプロデビューを果たすなど無謀なチャレンジにも関わらず見事勝利を収めたロバート山本氏。ボクシングなどを通じてたくさんの勇気を身につけることができた山本氏だからこそ話せる勇気の持ち方とその勇気を自信に変える方法をお話します。



【プロフィール】

お笑いトリオ・ロバートのツッコミとして活躍。お笑いのみに留まらず、ドラマや映画の役者業、YouTubeでのゲームチャンネル、日本ボクシングコミッションで試合役員を務めるなど多方面に渡って活躍中。

第2部 / 15:30～16:00



田村 麻実氏による就職セミナー 「面接時の基本的な対策 伝える力の向上を学ぶ」

面接の在り方、魅せ方、コミュニケーション方法等について学びます。面接時に必要な挨拶や表情、言葉使いを学び、自己アピール・質問への対応など留意点も伝えます。

【プロフィール】

報道アナウンサー・研修講師・キャリアコンサルタント。

日経CNBC出身の経済キャスターで現在もテレビやラジオニュースを担当する言葉で伝える専門家。伝達力・印象力向上をテーマに上場企業を中心に企業研修を実施し人材開発に携わる。アガルートアカデミーで「面接突破講座」の主任講師を務めるなど10年以上にわたって若者の就職支援を行う。「日本人の伝える力の向上」に日々奔走中。

～このセミナーは求職活動の一環となります。雇用保険受給資格者証をお持ちください。～

**お申し込み
お問い合わせ**

右記の二次元コードよりお申し込みください

申し込み締切日▶12月3日(火) 17:00まで

TEL:089-961-1333 ✉ mty@lec.co.jp



愛媛労災特別介護施設「ケアプラザ新居浜」のご案内

ケアプラザとは？

- ▶ 全国に 8 か所ある労災専門の公的な介護施設です。
- ▶ 土地・建物は国が所有し、運営は厚生労働省から事業委託を受けた「一般財団法人 労災サポートセンター（<https://www.rousaisc.or.jp>）」が行っています。
- ▶ 「ケアプラザ新居浜」は、平成 13 年に、住友グループ発祥の地で四国有数の工業都市の愛媛県新居浜市に開設され、温暖な気候の瀬戸内海近くに位置しています。

施設の特徴は？

- ▶ 最大 84 人の入居者が、介護・食事・入浴等のサービスを受けながら生活できます。
- ▶ 約 30 m²の個室に、ベッド、バス（一部シャワーのみ）、トイレ、洗面所、簡易キッチン、ナースコールを完備しています。また、重篤な入居者のため、常時介護に対応できる多床室（4 人部屋）も設置しています。
- ▶ 看護師が 24 時間体制で常駐し、介護士等とともに計画的な介護サービスを提供します。また、専任の栄養士と療法士を配置し、適切な栄養管理やリハビリを行います。
- ▶ 労災特有の障がいや傷病等に対応した介護ノウハウの蓄積があります。また、労災に知見のある愛媛労災病院等と連携し、必要な医療にもスムーズにつながります。

誰が入居できる？ 費用は？

- ▶ 労災保険の障害等級または傷病等級が 1 級から 3 級の労災年金受給者で、居宅での介護が困難と認められる方が入居できます（60 歳以上で障害等級が 4 級の労災年金受給者で、居宅介護困難な方は、特例的に入居が認められる場合あり。）。
- ▶ 費用は、施設利用料（部屋代、食費、光熱水費等）と介護費の合計額です。
- ▶ 施設利用料は、入居者の年収と、扶養親族の人数に応じ、次のとおりです。

年収（円） ～代表例～	個室の施設利用料（円・月額） 令和 5 年 10 月 1 日改定後の料金			
	扶養親族なし	扶養 1 人	扶養 2 人	扶養 3 人以上
1,200,000	62,000	36,000	36,000	36,000
1,600,000	79,000	46,000	46,000	36,000
2,000,000	115,000	62,000	46,000	46,000
2,800,000	154,000	79,000	62,000	62,000
3,000,000	176,000	97,000	79,000	62,000
3,400,000	198,000	115,000	79,000	79,000

- ▶ 介護費は、いったんご負担いただきますが、後日、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から支給されるため、実質的な負担はありません。

当施設についてお尋ねになりたいことがあれば、下記問合せ先まで。

★所在地 〒792-0896 愛媛県新居浜市阿島 1 丁目 3 - 12

★問合せ 0897-67-1122 総務課（月～金 8:30～17:30）

➡公式 Facebook



ひとりでも
働く職場に
労働保険



—— 守る責任。加入する義務。 ——

労働保険

労災保険

+

雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。



事業主の
あたりまえ川柳
公開中！

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/> 労働保険 特設サイト 🔍 または二次元コードから ▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会





事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続について

「労働保険」とは、**労災保険**(労働者災害補償保険)と**雇用保険**の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の
成立手続義務の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、
労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。



! 新規開業事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、
成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。



●労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業
に使用される者で、労働の対価としての賃金
が支払われる者のことをいいます。

●短時間労働者(パート、アルバイト等)について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象
となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない
短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。



電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。



詳しくはこちら ▶ [労働保険 電子申請](#)

労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。



詳しくはこちら ▶ [労働保険 口座振替納付](#)